



平成21年5月15日

各位

会社名 株式会社ティラド
代表者名 取締役社長 嘉納 裕 躬
(コード番号7236 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 清水 国 男
(TEL 03-3373-1101)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第107期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行なうものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第1条および第2条)。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日
定款変更の効力発生日 平成21年6月25日

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条 当社は、株式に係わる株券を発行する。</u></p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。 ② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第9条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む、以下同じ。)は、その有する单元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p>	<p>第1条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第7条 当社の单元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>(单元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第8条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p>

<p>③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条～第42条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>③ 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第11条～第41条 （現行どおり）</p> <p><u>附則</u></p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>
---	--

以上